

山梨県退職職員の再就職等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方公務員法、同法に基づく山梨県職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）及び山梨県職員の退職管理に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、職員（県を退職後、引き続いて県の常勤の特別職又は行政委員となった者を含む。以下同じ。）が定年等で県を退職し、営利企業以外の法人等（国、独立行政法人、及び地方公共団体を除き、法人格のない団体を含む。以下同じ。）又は営利企業に再就職する場合の取扱い等について定めることにより、再就職の公正性・透明性を確保し、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(所属長の責務)

第2条 所属長は、前条の目的を達成するため、職員の再就職に関して公務の公正性に対する県民の信頼を損なうことがないように努めるものとする。

(営利企業以外の法人等への再就職)

第3条 県は、営利企業以外の法人等から職員の再就職の推薦について要請があったときは、当該法人等が、公益性等を有し、その業務の全部又は一部が県の事務事業と密接に関連するものであって、退職予定者の知識・経験が当該法人等の業務の推進に資するものと認められる場合に限り、当該要請に基づき、退職予定者の中から適任者を推薦するものとする。

- 2 前項の要請は、退職予定者に関する推薦依頼書（第1号様式）により行うものとする。
- 3 第1項の規定による推薦を受けて営利企業以外の法人等に再就職した者は、満65歳に達した日の属する年度の末日を超えて当該法人等に在職することはできないものとする。ただし、期限の定めのある職にあつては、後任者が決まるまでの間、3か月の範囲内で引き続き在職することができるものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、在職期間の満了後、適当な後任者がなく、かつ退職予定者に適任者がいない場合は、この限りでない。
- 5 第1項の規定による推薦を受けて営利企業以外の法人等に再就職しようとする者は、この要領を遵守する旨の誓約書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(営利企業への再就職)

第4条 県は、営利企業から退職予定者に関する情報の提供について要請があったときは、当該営利企業の事業内容が適当と認められ、かつ、当該営利企業において当該退職予定者が担当することとなる業務が、在職中に培った専門的能力を活用する場として相応しいものと認められる場合に限り、情報の提供を行うことができるものとする。

2 前項の要請は、退職予定者に関する情報提供依頼書（第3号様式）により行うものとする。

3 前項の規定により、県が当該退職予定者の情報を提供する場合には、あらかじめ当該退職予定者の承諾を得るものとする。

(再就職の自粛)

第5条 常勤の特別職又は行政委員、若しくは規則第14条に規定する職（以下「特別職又は規則第14条職等」という。）に就いている職員であった者は、退職後最低2年間、退職日の直近の特別職又は規則第14条職等に就いていた期間の末日を始点とし、当該日を含む過去5年間の職務と密接な関係を有すると認められる営利企業又は営利企業以外の法人等（県の競争入札参加資格を有するものに限る。次条において同じ。）への再就職を自粛するものとする。ただし、当該職員（第3条第5項に基づき誓約書を提出した者を除く。）が、次条で規定する県への営業活動を行わない旨の誓約書（第4号様式）を知事に提出した場合にあっては、この限りでない。

(再就職者による営業活動の自粛)

第6条 前条ただし書の規定により営利企業又は営利企業以外の法人等に再就職した者は、退職後2年間、県への営業活動（情報の収集、入札への参加、契約の交渉、製品及び役務の宣伝その他当該営利企業又は営利企業以外の法人等の営業を目的として職員に働きかけを行う行為をいう。）を自粛するものとする。

(営業活動を受けた職員の責務)

第7条 職員は、前条により自粛するものとされる営業活動を受けた場合にあっては、その内容を営業活動等対応記録表（第5号様式）に記録し、所属長に報告するものとする。

(退職後の状況に係る届出)

第8条 職員であった者（条例第3条の規定による届出の対象となる職員を除

く。)は、退職後の状況を、すみやかに退職後の状況に係る届出書(第6号様式)により届け出るものとする。なお、退職後2年以内にその状況に変更があった場合にあっては、その都度届け出るものとする。

(再就職状況の公表)

第9条 県は、県を退職後、引き続いて県の常勤の特別職又は行政委員となった者、及び条例第3条の規定により届出の対象となる職員であった者のうち再就職したものに係る届出の結果を公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、当該職員に係る氏名、退職時の職位、退職年月日、再就職先の名称、再就職先での役職等とする。

3 第1項の規定による公表は、毎年7月末に、過去1年分の状況を県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか職員の再就職の適正管理のため必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年12月17日から施行する。

2 この要領の規定は、平成20年3月31日以降に退職する職員に適用する。

附 則(平成28年3月29日改正)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定に関わらず、第3条及び第4条の規定は、平成28年3月31日以降に退職する職員から適用する。

附 則(令和元年11月29日改正)

改正後の第3条第3項の規定は、令和2年3月31日以降に退職する職員に適用する。

附 則(令和3年12月1日改正)

改正後の第3条第3項の規定は、令和4年3月31日以降に退職する職員に適用する。

附 則(令和5年2月17日改正)

改正後の第5条の規定は、令和5年4月1日以降に退職する職員に適用する。